

資料1 道路交通法（てんかん関係抜粋）

旧道路交通法	新道路交通法
<p>第八十八条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、第一種免許又は第二種免許を与えない。</p> <p>二 精神病患者、知的障害者、てんかん病患者、目が見えないもの、耳が聞こえないもの又は口がきけない者</p> <p>三 前号に掲げる者のほか、政令で定める身体の障害のある者</p> <p>四 アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者</p>	<p>第九十条 次の各号のいずれかに該当する者については、政令で定める基準に従い、免許（仮免許を除く。）を与えず、又は六月を超えない範囲内において免許を保留することができる。</p> <p>一 次に掲げる病気にかかっている者</p> <p>イ 幻覚の症状を伴う精神病であって政令で定めるもの</p> <p>ロ 発作により意識障害又は運動障害をもたらす病気であって政令で定めるもの</p> <p>ハ イ又はロに掲げるもののほか、自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれがある病気として政令で定めるもの</p> <p>二 アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者</p>
<p>第三百三条 免許（仮免許を除く。）を受けた者が第八十八条第一項第二号から第四までのいずれかに該当する者になったときは、（中略）その者の免許を取り消さなければならない。</p>	<p>第三百三条 免許（仮免許を除く。）を受けた者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、（中略）政令で定める基準に従い、その者の免許を取り消し、又は六月を超えない範囲内で期間を定めて免許の効力を停止することができる。</p> <p>一 次に掲げる病気にかかっている者であることが判明したとき。</p> <p>イ 幻覚の症状を伴う精神病であって政令で定めるもの</p> <p>ロ 発作により意識障害又は運動障害をもたらす病気であって政令で定めるもの</p> <p>ハ 痴呆</p> <p>ニ イからハまでに掲げるもののほか、自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれがある病気として政令で定めるもの</p> <p>二 以下省略</p>

資料2 改正道路交通法施行令（てんかん関係抜粋）

<p>第三十三条の二三</p> <p>法第九十条第一項第一号イの政令で定める精神病は、精神分裂病（自動車等の安全な運転に必要な認知、予測、判断又は操作のいずれかに係る能力を欠くこととなるおそれがある症状を呈しないものを除く。）とする。</p> <p>2 法第九十条第一項第一号ロの政令で定める病気は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 てんかん（発作が再発するおそれのないもの、発作が再発しても意識障害及び運動障害がもたらされないもの並びに発作が睡眠中に限り再発するものを除く。）</p> <p>二 再発性の失神（脳全体の虚血により一過性の意識障害をもたらす病気であって、発作が再発するおそれがあるものをいう。）</p> <p>三 無自覚性の低血糖症（人為的に血糖を調節することができるものを除く。）</p> <p>3 法第九十条第一項第一号ハの政令で定める病気は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 そううつ病（そう病及びびうつ病を含み、自動車等の安全な運転に必要な認知、予測、判断又は操作のいずれかに係る能力を欠くこととなるおそれがある症状を呈しないものを除く。）</p> <p>二 重度の眠気の症状を呈する睡眠障害</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、自動車等の安全な運転に必要な認知、予測、判断又は操作のいずれかに係る能力を欠くこととなるおそれがある症状を呈する病気</p>

資料3 一定の病気に係る免許の可否等の運用基準（てんかん関係抜粋）

<p>2 てんかん（令第33条の2の3第2項第1号関係）</p> <p>(1) 以下のいずれかの場合には拒否等は行わない。</p> <p>ア 発作が過去5年以内起こったことがなく、医師が「今後、発作が起こるおそれがない」旨の診断を行った場合</p>
--

- イ 発作が過去2年以内に起こったことがなく、医師が「今後、x年程度であれば、発作が起こるおそれがない」旨の診断を行った場合
- ウ 医師が、1年間の経過観察の後「発作が意識障害及び運動障害を伴わない単純部分発作に限られ、今後、症状の悪化のおそれがない」旨の診断を行った場合
- エ 医師が、2年間の経過観察の後「発作が睡眠中に限って起こり、今後、症状の悪化のおそれがない」旨の診断を行った場合
- (2) 医師が、「6月以内に上記(1)に該当すると診断できることが見込まれる」旨の診断を行った場合には、6月の保留又は停止とする。(医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。)
- 保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を發出し、
- ① 適性検査結果又は診断結果が上記(1)の内容である場合には拒否等は行わない。
- ② 「結果的にいまだ上記(1)に該当すると診断することはできないが、それは期間中に○
○といった特殊な事情があったため、さらに6月以内に上記(1)に該当すると診断できることが見込まれる」旨の内容である場合にはさらに6月の保留又は停止とする。(医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。)
- ③ その他の場合には拒否又は取消しとする。
- (3) その他の場合には拒否又は取消しとする。
- (4) 上記(1)イに該当する場合には、一定期間(x年)後に臨時適性検査を行うこととする。
- (5) なお、日本てんかん学会は、現時点では、てんかんに係る発作が、投薬なしで過去5年間なく、今後も再発のおそれがない場合を除き、通常は、大型免許及び第二種免許の適性はないとの見解を有しているため、これに該当する者がこれら免許の申請又は更新の申請を行った場合には、上記(2)及び(3)の処分の対象とならない場合であっても、当該見解を説明の上、当面、免許申請・更新申請に係る再考を勧めるとともに、申請取消しの制度の活用を奨励することとする。

資料4 主治医の診断書又は臨時適性検査を踏まえた免許の拒否等の判断基準
(対応マニュアルより抜粋改変)

断書又は臨時適性検査の内容	判断	次回診断書提出又は臨時適性検査
1 過去に5年以上発作がなく、今後発作が起こるおそれがない。	許可	(-)
2 発作が過去2年以内に起こったことがなく、今後、X年であれば発作が起こるおそれがない。	許可	X年後
3 1年の経過観察後、発作が意識障害及び運動障害を伴わない単純部分発作に限られ、今後、症状の悪化のおそれはない。	許可	(-)
4 2年間の経過観察後、発作が睡眠中に限って起こり、今後、症状の悪化のおそれはない。	許可	(-)
5 「1年の経過観察後、発作が意識障害及び運動障害を伴わない単純部分発作に限られ、今後、症状の悪化のおそれはない。」とはいえないが、6月(○月)以内に「1年の経過観察後、発作が意識障害及び運動障害を伴わない単純部分発作に限られ、今後、症状の悪化のおそれはない。」と診断できることが見込まれる。	保留又は停止 (○ヵ月間)	診断書提出又は適性検査受診命令
6 「2年間の経過観察後、発作が睡眠中に限って起こり、今後、症状の悪化のおそれはない。」とはいえないが、6月(○月)以内に、「2年間の経過観察後、発作が睡眠中に限って起こり、今後、症状の悪化のおそれはない。」と診断できることが見込まれる。	保留又は停止 (○ヵ月間)	診断書提出又は適性検査受診命令
7 「過去に5年以上発作がなく、今後発作が起こるおそれがない。」とはいえないが、6月(○月)以内に、「過去に5年以上発作がなく、今後発作が起こるおそれがない。」	保留又は停止 (○ヵ月間)	診断書提出又は適性検査受診命令
8 「発作が過去2年以内に起こったことがなく、今後、X年であれば発作が起こるおそれがない。」とはいえないが、6月(○月)以内に、「発作が過去2年以内に起こったことがなく、今後、X年であれば発作が起こるおそれがない。」	保留又は停止 (○ヵ月間)	診断書提出又は適性検査受診命令
9 上記以外 ・過去2年以内に発作を起こした。 ・今後発作を起こすおそれがある。	拒否又は取消し	(-)